六八〇一・〇〇	舗装用の石、縁石及び敷石（天然石のものに限るものとし、スレートのものを除く。）	ＣＴＨ
六八・〇二	加工した石碑用又は建築用の石及びその製品（スレートを加工したもの及び第六八・〇一項の物品を除く。）、天然石（スレートを含む。）製のモザイクキューブその他これに類する物品（裏貼りしてあるかないかを問わない。）並びに人工的に着色した天然石（スレートを含む。）の粒、細片及び粉	ＣＴＨ
六八〇三・〇〇	スレート（加工したものに限る。）、スレート製品及び凝結スレート製品	ＣＴＨ
六八・〇四	ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品（粉砕用、研磨用又は切断用のものに限るものとし、フレーム付きのものを除く。）及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの（この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。）	
六八〇四・一〇	ミルストーン及びグラインドストーン（製粉用、粉砕用又はパルプ用のものに限る。）	ＣＴＨ
	その他のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品	
六八〇四・二一	凝結させた合成又は天然のダイヤモンド製のもの	ＣＴＨ
六八〇四・二二	その他の凝結させた研磨材料製のもの及び陶磁製のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
六八〇四・二三	天然石製のもの	ＣＴＨ
六八〇四・三〇	手研ぎ用砥石	ＣＴＨ
六八・〇五	粉状又は粒状の天然又は人造の研磨材料を紡織用繊維、紙、板紙その他の材料に付着させた物品（特定の形状に切り、縫い合わせ又はその他の加工をしたものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
六八・〇六	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及び剥離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨張させた鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品（第六八・一一項、第六八・一二項又は第六九類のものを除く。）	ＣＴＨ
六八・〇七	アスファルトその他これに類する材料（例えば、石油アスファルト及びコールタールピッチ）の製品	
六八〇七・一〇	ロール状のもの	ＣＴＨ
六八〇七・九〇	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
六八・〇九	プラスター又はプラスターをもととした材料から成る製品	ＣＴＨ
六八・一〇	セメント製品、コンクリート製品及び人造石製品（補強してあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
六八・一一	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品	ＣＴＨ

六八・一二	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第六八・一一項又は第六八・一二項の物品を除く。）	
六八一二・八〇	クロシドライト製のもの	ＣＴＨ
	その他のもの	
六八一二・九一	衣類、衣類附属品、履物及び帽子	ＣＴＨ
六八一二・九二	紙、厚紙及びフェルト	ＣＴＨ
六八一二・九三	ジョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又はロール状のものに限る。）	ＣＴＨ
六八一二・九九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
六八・一三	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品（例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。）	
六八一三・二〇	石綿を含有するもの	ＣＴＨ
	石綿を含有しないもの	
六八一三・八一	ブレーキライニング及びブレーキパッド	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
六八一三・八九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
六八・一四	雲母（加工したものに限る。）及び雲母製品（凝結雲母及び再生雲母を含むものとし、紙、板紙その他の材料により支持してあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
六八・一五	石その他の鉱物性材料の製品（炭素繊維及びその製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ
第六九類	陶磁製品	ＣＣ又はＱＶＣ四〇
第七〇類	ガラス及びその製品	
七〇〇一・〇〇	ガラスのくず及び塊	ＣＴＨ
七〇・〇二	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）	ＣＴＨ
七〇・〇三	鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	ＣＴＨ
七〇・〇四	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	ＣＴＨ
七〇・〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	ＣＴＨ
七〇〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）	ＣＴＨ